

◎温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成十八年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号）

（傍線部分は改正部分）
（様式第一第五表の三のみ平成二十六年四月一日より施行）

改正案	現行
<p>（用語）</p> <p>第一条（略）</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 「調整後温室効果ガス排出量」とは、特定排出者が事業活動に伴い排出した温室効果ガスの排出量を、京都議定書第三条の規定に基づく約束を履行するために特定排出者が自主的に取得し国の管理口座へ移転した算定割当量、特定排出者が取得等をした国内認証排出削減量及び海外認証排出削減量を勘案して、環境大臣及び経済産業大臣が定める方法により調整して得た温室効果ガスの排出量をいう。</p> <p>五（略）</p> <p>六 「海外認証排出削減量」とは、海外における他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する各種の取組により削減等がされた二酸化炭素の量として、環境大臣及び経済産業大臣が定めるものをいう。</p> <p>（報告の方法等）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 特定事業所排出者が行う法第二十一条の二第一項の規定による報告</p>	<p>（用語）</p> <p>第一条（略）</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 「調整後温室効果ガス排出量」とは、特定排出者が事業活動に伴い排出した温室効果ガスの排出量を、京都議定書第三条の規定に基づく約束を履行するために特定排出者が自主的に取得し国の管理口座へ移転した算定割当量、特定排出者が取得等をした国内認証排出削減等を勘案して、環境大臣及び経済産業大臣が定める方法により調整して得た温室効果ガスの排出量をいう。</p> <p>五（略）</p> <p>（新規）</p> <p>（報告の方法等）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 特定事業所排出者が行う法第二十一条の二第一項の規定による報告</p>

に係る同項の主務省令で定める事項（特定事業所に係る同項の規定による報告に係る同項の主務省令で定める事項を除く。）は、次の各号に掲げる事項（第二号に掲げる事項については当該特定事業所排出者が令第五条第六号から第十一号までに掲げる者のいずれかである場合に限り、第四号に掲げる事項については当該特定事業所排出者が同条第一号に掲げる者である場合に限り、第五号から第十号までに掲げる事項についてはそれぞれ当該特定事業所排出者が同条第六号から第十号までに掲げる者である場合に限り、第十二号に掲げる事項については当該特定事業所排出者が算定割当量、国内認証排出削減量又は海外認証排出削減量を用いて調整後温室効果ガス排出量を算定した場合に限る。）とする。

一〇十一（略）

十二 算定割当量の合計量、国内認証排出削減量の種別ごとの合計量及び海外認証排出削減量の種別ごとの合計量

3
3
8（略）

に係る同項の主務省令で定める事項（特定事業所に係る同項の規定による報告に係る同項の主務省令で定める事項を除く。）は、次の各号に掲げる事項（第二号に掲げる事項については当該特定事業所排出者が令第五条第六号から第十一号までに掲げる者のいずれかである場合に限り、第四号に掲げる事項については当該特定事業所排出者が同条第一号に掲げる者である場合に限り、第五号から第十号までに掲げる事項についてはそれぞれ当該特定事業所排出者が同条第六号から第十号までに掲げる者である場合に限り、第十二号に掲げる事項については当該特定事業所排出者が算定割当量又は国内認証排出削減量を用いて調整後温室効果ガス排出量を算定した場合に限る。）とする。

一〇十一（略）

十二 算定割当量の合計量及び国内認証排出削減量の種別ごとの合計量

3
3
8（略）

第5表の1 調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた京都メカニズムクレジットの量、国内認証排出削減量及び海外認証排出削減量の量

種 別	合 計 量
1. 京都メカニズムクレジット	t-CO ₂
2.	t-CO ₂
3.	t-CO ₂
4.	t-CO ₂

- 備考 1 本表の1. の欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた京都メカニズムクレジット（法第2条第6項に規定する算定割当量をいう。以下同じ。）の合計量を記載すること。併せて、第5表の2に、本欄に記載した京都メカニズムクレジットに係る情報を記載すること。
- 2 本表の2. 以降の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量の種別ごとの合計量並びに環境大臣及び経済産業大臣が定める海外認証排出削減量の種別ごとの合計量を記載すること。併せて、第5表の3に、本欄に記載した国内認証排出削減量に係る情報を、第5表の4に、本欄に記載した海外認証排出削減量に係る情報を記載すること。

第5表の1 調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた京都メカニズムクレジットの量及び国内認証排出削減量の量

種 別	合 計 量
1. 京都メカニズムクレジット	t-CO ₂
2.	t-CO ₂
3.	t-CO ₂
4.	t-CO ₂

- 備考 1 本表の1. の欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた京都メカニズムクレジット（法第2条第6項に規定する算定割当量をいう。以下同じ。）の合計量を記載すること。また、併せて、第5表の2に、本欄に記載した京都メカニズムクレジットに係る情報を記載すること。
- 2 本表の2. 以降の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量の種別ごとの合計量を記載すること。また、併せて、第5表の3に、本欄に記載した国内認証排出削減量に係る情報を、その種別ごとに記載すること。

第5表の3 国内認証排出削減量に係る情報

削減量の種別			
識別番号	対象企業名 (特定排出者コード)	無効化日又	無効化量
		は 移転日	又は 移転量
			t-CO ₂
			t-CO ₂
			t-CO ₂
			t-CO ₂
合 計 量			t-CO ₂

- 備考 1 本表は、国内認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
 2 算定に用いた国内認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
 3 国内認証排出削減量は、無効化日又は移転日ごとに記載すること。
 4 無効化日又は移転日の欄には、排出量調整無効化を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載すること。
 5 無効化量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
 6 本表に記載した全ての国内認証排出削減量について、特定排出者が無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

第5表の3 国内認証排出削減量に係る情報

削減量の種別			
識別番号	対象企業名 (特定排出者コード)	償却日	償却量
			t-CO ₂
			t-CO ₂
			t-CO ₂
合 計 量			t-CO ₂

- 備考 1 本表は、国内認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
 2 算定に用いた国内認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
 (新規)
 3 償却日の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、当該日付を記載すること。
 (新規)
 4 本表に記載したすべての国内認証排出削減量について、特定排出者が償却を行ったことを確認できる資料を添付すること。

第5表の4 海外認証排出削減量に係る情報

削減量の種別			
識別番号	対象企業名 (特定排出者コード)	無効化日	無効化量
			t-CO ₂
			t-CO ₂
			t-CO ₂
			t-CO ₂
合 計 量			t-CO ₂

- 備考
- 1 本表は、海外認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
 - 2 算定に用いた海外認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
 - 3 無効化日の欄には、排出量調整無効化を行った日付を記載すること。
 - 4 本表に記載した全ての海外認証排出削減量について、特定排出者が無効化を行ったことを確認できる資料を添付すること。

(新規)